

老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業者に対する行政処分について

令和6年3月25日
旭川市福祉保険部指導監査課

1 趣旨

有料老人ホーム事業者である有限会社花人に対し、老人福祉法（昭和38年法律133号）第29条第15項の規定に基づく行政処分を令和6年3月25日に行いました。

2 対象事業者等

(1) 事業者

法人名： 有限会社花人
代表者名： 代表取締役 大森 六郎
所在地： 旭川市神楽岡8条4丁目2番2号

(2) 施設

施設名： 住宅型有料老人ホーム 北彩都
所在地： 旭川市宮下通18丁目4201番地
類 型： 住宅型

3 処分の内容

老人福祉法第29条第15項に基づき、改善に必要な措置をとるべきことを命ずる。

4 処分の理由となる事実

(1) 身体的虐待を行った。

令和5年6月10日から翌日にかけての夜間帯に、住宅型有料老人ホーム北彩都（以下「当該有料」という。）の職員が利用者の手足を掴んだことで、両腕にアザができた。

(2) 特別立入検査に対し、虚偽の答弁を行った。

当該有料の職員が利用者の手足を掴んだことで、両腕にアザができたにも関わらず、そのような事実はないと答弁していること。

5 改善命令の内容

(1) 高齢者虐待の防止のための具体的な措置を講ずること。

(2) 法令遵守を徹底すること。